

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 舩 木 孝 和

### 広島県人事委員会規則第十三号

#### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 第二十条（略）</p> <p>3 特殊勤務手当条例第三条第二項第二号に規定する税務職員の特務勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、その日に支給することができない特別の事情があるときは、その日後において支給することができる。</p> <p>4 職員が翌月の給料の支給日前において第十条に規定する非常の用に充てるためにその支給を請求したとき、又はその所属する任命権者を異にして異動し、退職し、若しくは死亡したときは、当該職員の前項に規定する税務職員の特務勤務手当は、前項本文の規定にかかわらず、その請求又は異動、退職若しくは死亡の日までの分をその際に支給するものとする。</p> <p>（防疫等作業従事職員の特殊勤務手当）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（教育職員の特務勤務手当）</p>	<p>2 第二十条（略）</p> <p>3 特殊勤務手当条例第三条第二項第二号に規定する税務職員の特務勤務手当の支給に関しては、別記様式第三号による賦課徴収事務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。</p> <p>4 前項に規定する税務職員の特務勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、その日に支給することができない特別の事情があるときは、その日後において支給することができる。</p> <p>5 職員が翌月の給料の支給日前において第十条に規定する非常の用に充てるためにその支給を請求したとき、又はその所属する任命権者を異にして異動し、退職し、若しくは死亡したときは、その職員の第三項に規定する税務職員の特務勤務手当は、前項本文の規定にかかわらず、その請求又は異動、退職若しくは死亡の日までの分をその際に支給するものとする。</p> <p>（防疫等作業従事職員の特殊勤務手当）</p> <p>第二十一条 防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第三号の二による防疫等作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 防疫等作業従事職員の特殊勤務手当は、前条第四項及び第五項に規定する税務職員の特務勤務手当の支給方法に準じて支給する。</p> <p>（教育職員の特務勤務手当）</p>

<p>2 第二十二條 (略)</p>	<p>第二十二條 教育職員の特殊勤務手当の支給に 関しては、別記様式第四号による教育職員の特 殊勤務実績簿に所要事項を記録し、これに 基ついて支給するものとする。</p> <p>2  (略)</p> <p>3  (略)</p> <p>4  教育職員の特特殊勤務手当は、第二十条第四 項及び第五項に規定する税務職員の特特殊勤 務手当の支給方法に準じて支給する。</p>
<p>(種雄牛馬等取扱作業従事職員の特特殊勤務手 当)</p> <p>2 第二十三條 (略)</p>	<p>(種雄牛馬等取扱作業従事職員の特特殊勤務手 当)</p> <p>2 第二十三條 (略)</p> <p>3  種雄牛馬等取扱作業従事職員の特特殊勤務手 当の支給に関しては、別記様式第五号による 種雄牛馬等取扱作業従事実績簿に所要事項を 記録し、これに基づいて支給するものとする。</p> <p>4  種雄牛馬等取扱作業従事職員の特特殊勤務手 当は、第二十条第四項及び第五項に規定する 税務職員の特特殊勤務手当の支給方法に準じて 支給する。</p>
<p>(警察職員の特特殊勤務手当)</p> <p>2・3 第二十三條の三 (略)</p>	<p>(警察職員の特特殊勤務手当)</p> <p>2・3 第二十三條の三 (略)</p> <p>4  警察職員の特特殊勤務手当の支給に関しては、 別記様式第六号による警察職員特特殊勤務実績 簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給 するものとする。</p>
<p>4  (略)</p> <p>(放射線取扱作業従事職員の特特殊勤務手当)</p> <p>2・3 第二十三條の四 (略)</p>	<p>5  (略)</p> <p>6  警察職員の特特殊勤務手当は、第二十条第四 項及び第五項に規定する税務職員の特特殊勤 務手当の支給方法に準じて支給する。</p> <p>(放射線取扱作業従事職員の特特殊勤務手当)</p> <p>2・3 第二十三條の四 (略)</p> <p>4  放射線取扱作業従事職員の特特殊勤務手当の 支給に関しては、別記様式第七号による放射 線取扱作業従事実績簿に所要事項を記録し、 これに基づいて支給するものとする。</p> <p>5  放射線取扱作業従事職員の特特殊勤務手当は、 第二十条第四項及び第五項に規定する税務職 員の特特殊勤務手当の支給方法に準じて支給す る。</p>
<p>第二十三條の五及び第二十三條の六 削除</p>	<p>第二十三條の五 削除</p> <p>1  (精神保健福祉業務従事職員の特特殊勤務手当 第二十三條の六 精神保健福祉業務従事職員の特 特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第 八号による精神保健福祉業務従事実績簿に所</p>

(爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当)

2| 要事項を記録し、これに基づいて支給する。  
2| 精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

第二十三条の八 (略)

(爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の八 爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第九号による爆発物取扱作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

2| (略)

3| 爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

第二十三条の九から第二十三条の十四の五まで  
削除

第二十三条の九 削除

(高所作業従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十 高所作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十一号による高所作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

2| 高所作業従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(深所作業従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十一 深所作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十二号による深所作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

2| 深所作業従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給するものとする。

(坑内作業従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十二 坑内作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十三号による坑内作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

2| 坑内作業従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給するものとする。

第二十三条の十三から第二十三条の十四の五まで  
削除

(特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手

(特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手

当  
第二十三条の十四の六 (略)  
2 (略)

(有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の十 (略)  
2・3 (略)

(衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の十一 (略)  
2 (略)

(夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の十三 (略)  
2 (略)

(消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の十四 (略)

当  
第二十三条の十四の六 (略)  
2 (略)  
3 特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の五による特殊自動車運転業務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。  
4 特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の十 (略)  
2・3 (略)  
4 有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の八による有害有毒物取扱作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。  
5 有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の十一 (略)  
2 (略)  
3 衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の九による衛生検査業務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。  
4 衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の十三 (略)  
2 (略)  
3 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の十による夜間特殊業務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。  
4 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の十四 (略)  
2 消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当の支

(用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当)

2 第二十三条の十四の十五 (略)

給に関しては、別記様式第十五号の十一による消防訓練業務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特務手当の支給方法に準じて支給する。

(用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当)

2 第二十三条の十四の十五 (略)

3 用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の十二による用地取得等折衝業務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

4 用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特務手当の支給方法に準じて支給する。

(教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の十八 (略)

一 二時間以上三時間未満 二千六百元  
二 三時間以上 三千九百元

(教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の十八 (略)

一 二時間以上四時間未満 千八百円  
二 四時間以上 三千六百元

2 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の十五による教員特殊業務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特務手当の支給方法に準じて支給する。

(航空業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の十九 (略)

2・3 (略)

(航空業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の十九 (略)

4 航空業務従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の十六による航空業務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

5 航空業務従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特務手当の支給方法に準じて支給する。

(公害防止業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の二十 (略)

2 (略)

(公害防止業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の二十 (略)

2 (略)

3 公害防止業務従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の十七による公害防止業務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

4 公害防止業務従事職員の特殊勤務手当は、

第二十三条の十四の二十一 削除

2 (道路上作業従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の二十二 (略)

2 (異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の二十三 (略)

(温室内作業従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の二十七 (略)

(畜産作業従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の二十八 (略)

第二十條第四項及び第五項に規定する税務職員の特  
殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の二十一 漁業取締業務従事職員の特  
殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の十八  
による漁業取締業務従事実績簿に所要事項を記録し、こ  
れに基づいて支給するものとする。  
2 漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当は、第二十  
條第四項及び第五項に規定する税務職員の特  
殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(道路上作業従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の二十二 (略)  
2 (略)  
3 道路上作業従事職員の特殊勤務手当の支給に  
関しては、別記様式第十五号の十九による  
道路上作業従事実績簿に所要事項を記録し、  
これに基づいて支給するものとする。  
4 道路上作業従事職員の特殊勤務手当は、第  
二十條第四項及び第五項に規定する税務職員  
の特  
殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の二十三 (略)  
2 (略)  
3 異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当の  
支給に  
関しては、別記様式第十五号の二十による異常気  
圧内作業従事実績簿に所要事項を記録し、これに  
基づいて支給するものとする。  
4 異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当は、第  
二十條第四項及び第五項に規定する税務職員  
の特  
殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(温室内作業従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の二十七 (略)  
2 温室内作業従事職員の特殊勤務手当の支給に  
関しては、別記様式第十五号の二十一による  
温室内作業従事実績簿に所要事項を記録し、  
これに基づいて支給するものとする。  
3 温室内作業従事職員の特殊勤務手当は、第  
二十條第四項及び第五項に規定する税務職員  
の特  
殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(畜産作業従事職員の特殊勤務手当)  
第二十三条の十四の二十八 (略)  
2 畜産作業従事職員の特殊勤務手当の支給に  
関しては、別記様式第十五号の二十二による  
畜産作業従事実績簿に所要事項を記録し、こ  
れに  
基づいて支給するものとする。

3| 畜産作業従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当

第二十三条の十四の三十 (略)

第二十三条の十四の三十 (略)

2| 教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の二十四による教育業務連絡指導担当勤務実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

3| 教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

第二十三条の十四の三十二から第二十三条の十四の三十五まで 削除

第二十三条の十四の三十二 削除

(災害心急作業等従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の三十三 災害心急作業等従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の二十五による災害心急作業等従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

2| 災害心急作業等従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

第二十三条の十四の三十四 削除

(麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の三十五 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当の支給に関しては、別記様式第十五号の二十六による麻薬取締業務従事実績簿に所要事項を記録し、これに基づいて支給するものとする。

2| 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

第二十三条の十四の三十六 削除

(船員作業従事職員の特殊勤務手当)

第二十三条の十四の三十六 特殊勤務手当条例第五十三条第一項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一| 船長作業
- 二| 船舶の運航作業
- 三| 主機関の運転作業
- 四| 無線通信作業
- 五| その他人事委員会が認める作業

2| 特殊勤務手当条例第五十三条第二項に規定する人事委員会規則で定める額は、別表第九の六に掲げる額とする。ただし、前項各号の作業に従事した時間が一日について五時間に満たない場合における手当の額は、同表下欄に掲げる額の百分の六十に相当する額とする。

第二十三条の十四の三十七 (略)

第二十三条の十四の三十七 (略)

(特殊勤務実績簿)

第二十三条の十四の三十八 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、特殊勤務実績簿を作成しなければならない。

2| 第二十条から第二十三条の十四の三十六に規定する特殊勤務手当の支給にあつては、所要事項を記録した特殊勤務実績簿に基づいて支給するものとする。

3| 特殊勤務手当条例第二条第一号、第五号、第九号、第十五号、第十六号、第十九号、第二十九号から第三十一号まで及び第三十五号に掲げる月額で支給される特殊勤務手当(これらの特殊勤務手当が支給されない場合を除く。)の支給に関しては、前二項の規定は適用しない。

4| 任命権者は、任期付研究員条例第七条の規定の適用を受ける任期付研究員に対し、毎月一回、第一項の特殊勤務実績簿に記録する事項について報告を求めることができる。

(準用)

第二十三条の十四の三十九 第二十条第三項及び第四項の規定は、次の各号に掲げる特殊勤務手当を支給する場合について準用する。

- 一 防疫等作業従事職員の特殊勤務手当
- 二 教育職員の特殊勤務手当
- 三 種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当
- 四 警察職員の特殊勤務手当
- 五 放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当
- 六 精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当
- 七 爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当
- 八 高所作業従事職員の特殊勤務手当
- 九 深所作業従事職員の特殊勤務手当
- 十 坑内作業従事職員の特殊勤務手当
- 十一 特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当
- 十二 有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当
- 十三 衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当

- 十四 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当
- 十五 消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当
- 十六 用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当
- 十七 教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当
- 十八 航空業務従事職員の特殊勤務手当
- 十九 公害防止業務従事職員の特殊勤務手当
- 二十 漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当
- 二十一 道路上作業従事職員の特殊勤務手当
- 二十二 異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当
- 二十三 温室内作業従事職員の特殊勤務手当
- 二十四 畜産作業従事職員の特殊勤務手当
- 二十五 教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当
- 二十六 災害心急作業等従事職員の特殊勤務手当
- 二十七 麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当
- 二十八 船員作業従事職員の特殊勤務手当

第二十三条の十五 (略)

(災害派遣手当)

第二十三条の十八 (略)

2 災害派遣手当は、第二十条第三項及び第四項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第二十四条 (略)

2-9 (略)

10 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、第二十条第三項及び第四項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

11 前項の場合において、職員が勤務時間等条例第七条の二第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当については、第二十条第三項中「翌月の給料の支給日」とあるのは「勤務時間等条例第七条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日の属する月の翌月の給料の支給日」と読み替えるものとする。

第二十三条の十五 (略)

(災害派遣手当)

第二十三条の十八 (略)

2 災害派遣手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当)

第二十四条 (略)

2-9 (略)

10 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特殊勤務手当の支給方法に準じて支給する。

11 前項の場合において、職員が勤務時間等条例第七条の二第一項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当については、第二十条第四項中「翌月の給料の支給日」とあるのは「勤務時間等条例第七条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日の属する月の翌月の給料の支給日」と読み替えるものとする。

<p>(宿日直手当)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 宿日直手当は、第二十条第三項及び第四項に規定する税務職員の特種勤務手当の支給方法に準じて支給する。</p> <p>(管理職特別勤務手当)</p> <p>第二十五条の三 (略)</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、第二十条第三項及び第四項に規定する税務職員の特種勤務手当の支給方法に準じて支給する。</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>2 宿日直手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特種勤務手当の支給方法に準じて支給する。</p> <p>(管理職特別勤務手当)</p> <p>第二十五条の三 (略)</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、第二十条第四項及び第五項に規定する税務職員の特種勤務手当の支給方法に準じて支給する。</p>
--	--

別表第九の五の次に次の一表を加える。

別表第九の六 (第二十三条の十四の三十六関係)

職務の級	金額
行政職給料表五級以上の級	千四百十円
公安職給料表七級以上の級	
研究職給料表五級	千九十円
行政職給料表四級及び三級	
公安職給料表六級及び五級	九百十円
研究職給料表四級及び三級	
行政職給料表二級	七百五十円
公安職給料表四級及び三級	
研究職給料表二級	
行政職給料表一級	
公安職給料表二級及び一級	
研究職給料表一級	

別記様式第三号から別記様式第十五号の四までを次のとおり改める。

様式第三号から様式第十五号の四まで 削除

別記様式第十五号の五から別記様式第十五号の二十七までを削る。

附 則

この人事委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。